

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年7月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第18号

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とする。

第8条第4項中「, 区長」を「区長」に改め, 同条第7項中「第1項から前項まで」を「前各項」に改め, 同条を第9条とする。

第7条を第8条とし, 第6条の次に次の1条を加える。

(区行政総合推進会議)

第7条 区役所等及び局等が, 各区に共通する課題について, 相互に連携し, 情報を共有し, 並びに課題を解決するための連絡調整及び協議を行うことにより, 区行政の総合的な推進を図るため, 区行政総合推進会議(以下「総合推進会議」という。)を置く。

2 総合推進会議は, 次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 主管副市長
- (2) 局等の長
- (3) 区長等
- (4) 前3号に掲げる者のほか, 主管副市長が必要と認める本市関係職員

3 総合推進会議に議長及び副議長を置く。

4 議長は主管副市長とし, 副議長は文化市民局長及び主管副市長が指名する区長を

もって充てる。

- 5 議長は、会務を総理する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、文化市民局長の職にある副議長がその職務を代理する。
- 7 議長は、必要があると認めるときは、第2項各号に掲げる者以外の者を総合推進会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 8 総合推進会議の庶務は、文化市民局において行う。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成19年7月18日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)